

付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2）記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法第72条の19の規定の適用を受ける法人（内国法人で外国に事務所等を有するもの。以下「特定内国法人」といいます。）又は非課税事業（林業、鉱物の掘採事業等、以下同じ。）をあわせて行う法人が、外国の事業に帰属する付加価値額又は非課税事業に係る報酬給与等額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。（これらに該当しない法人はこの計算書の提出は必要ありません。）

また、外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与等額の計算に関する明細書（任意の書式）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 「報酬給与額①」、「純支払利子②」、「純支払賃借料③」及び「単年度損益④」	第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③、第6号様式別表5の5の③及び第6号様式別表5の⑯の各欄の金額をそれぞれ記載します。
2 「付加価値額 ①+②+③+④ ⑤」	②又は③が負数の場合には、それを零として①+②+③+④を計算します。
3 「外国の事業に帰属する報酬給与額⑥」、「外国の事業に帰属する純支払利子⑦」、「外国の事業に帰属する純支払賃借料⑧」及び「外国の事業に帰属する単年度損益⑨」	<p>(1) 区分計算により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥の欄には外国の事業に帰属する報酬給与額を、⑦の欄には外国の事業に帰属する支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑧の欄には外国の事業に帰属する支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金額を、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 従業者数あん分により付加価値額を計算する法人にあつては、⑥から⑧までの各欄には①から③までの各欄の金額に⑪の欄の人数を乗じて得た額を⑫の欄の人数で除して計算した金額（これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て）を、⑨の欄には第6号様式別表5の⑰の欄の金額をそれぞれ記載します。</p>
4 「外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法」	区分計算により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「区分計算」を、区分計算によることが困難で従業者数あん分により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあつては「従業者数あん分」を○印で囲んでください。
5 「外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨ ⑩」	⑦又は⑧が負数の場合には、それを零として⑥+⑦+⑧+⑨を計算します。
6 「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」及び「期末の総従業者数⑫」	<p>(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（仮決算による中間申告又は前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。</p> <p>(2) ⑪の欄には、外国の事務所等に係る従業者数を記載します。 ⑫の欄の人数には、収入金額課税事業（電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業、以下同じ。）に係る従業者数は含みません。外国の事務所等に係る従業者数、非課税事業に係る従業者数及びその他の事業に係る従業者数の合計数を記載します。</p> <p>(3) 第6号様式別表5の⑳及び第6号様式別表5の㉑の各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の人数を⑪及び⑫の各欄にそれぞれ転記してください。</p> <p>※区分計算により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人で、かつ、第6号様式別表5の2の3の⑧の欄の金額の計算にあたり従業者数を用いないで計算する法人は記載する必要はありません。</p>
7 「3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算」の各欄（⑬から⑳までの欄）	<p>(1) ⑭、⑰又は⑱の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(2) ⑮、⑲又は㉑の各欄は、林業、鉱物の掘採事業又は農事組合法人の行う農業に係る支払賃借料の額の合計額から受取賃借料の額の合計額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、負数）を記載します。</p> <p>(3) ㉒及び㉓の各欄は、第6号様式別表5の㉔及び第6号様式別表5の㉕の各欄の金額をそれぞれ転記してください。</p> <p>(4) ㉖、㉗又は㉘の各欄は、これらの欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、⑯、⑰又は⑱の各欄にそれぞれ転記してください。</p>
8 「報酬給与額㉓」、「純支払利子㉔」及び「純支払賃借料㉕」	㉓の欄には①の欄の金額から⑥の欄の金額及び⑲の欄の金額を控除した金額を、㉔の欄には②の欄の金額から⑦の欄の金額及び㉑の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を、㉕の欄には③の欄の金額から⑧の欄の金額及び㉒の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。